

東広島市における太陽光発電設備の適正な設置に関する方針（案）のパブリックコメントにかかる意見提出内容及び意見提出に対する市の考え方

1 募集結果

募集期間	令和7年2月20日（木）～令和7年3月14日（金）		
意見等提出者数	12名		
提出件数 （提出方法内訳）	29件 （電子申請26件、FAX3件）		
意見等への対応	（1）意見を今後の参考とするもの （内訳）		24件
	地域への事業説明に関すること		7件
	設備の維持管理に関すること		5件
	設備の設置制限（景観や災害対応等）に関すること		8件
	設備の設置手続きに関すること		4件
	（2）その他の意見		5件

2 提出された意見に対する市の考え方

（ご意見については、趣旨が変わらないよう、一部表現を調整しています。）

受付 番号	意見 番号	住所	年齢	ご意見・ご提案の内容	市の考え方
1	1	福富町	60代	項目の中に「廃棄」「修理」「再生」など、耐用年数を経た太陽光発電設備の扱いに関することが見当たらない。 高齢化により、やむなく田畑を太陽光発電施設にする方が少なくない中、太陽光発電設備の所有者が亡くなった後、その始末は手に負えないものとなり、毒の垂れ流しになるのではと案じる。 処分も視野に入れることを望む。	本方針に基づく条例の対象とする設備について、適切な維持・管理が行われていない場合は市の助言や指導の対象となりますので、都度、指導等に努めてまいります。
2	2	高屋町	40代	悪質な場合、開発ありきで、説明会が開催されただけとなるおそれがある。 悪質業者を選別するためにも周辺住民全員の署名捺印の提出を義務付けてほしい。	関係法令及び本方針に基づく条例の順守により、ご提案頂いた事例についても、未然に防止されるものと考えております。
	3	高屋町	40代	設置者は太陽光発電設備が破損した場合、即時に修理することや、万が一、修理が放置された場合は、市が代わって対応し、負担費用は市が設置者に請求することを追加	

				してほしい。	
	4	高屋町	40代	住民の生活環境保護の観点から、住居周辺を大規模太陽光発電施設の設置禁止区域としてほしい。	事業者には、太陽光発電設備設置事業の実施にあたり、関係法令等を遵守し、本市における環境の保全に係る支障及び災害の防止と魅力ある良好な景観形成に十分配慮するとともに、地域住民及び近隣関係者との良好な関係を保つよう指導してまいります。
3	5	八本松町	70代	無機質な太陽光発電パネルは田園風景に馴染まず、違和感を覚える。景観的配慮がなされないものか（例えば、常緑樹や常緑の蔦で視覚的配慮がなされないか）。	景観的配慮については、国が示す太陽光発電の環境配慮ガイドラインにも示されています。このガイドラインではアレイの高さの調整や、植栽による目隠しなどが例に挙げられており、市と設置者の事前協議の際にも助言してまいります。
	6	八本松町	70代	パネル下の雑草対策として防草シートの設置や除草剤散布が行われる可能性がある。除草剤は周辺環境に影響を及ぼすため、中止するようお願いしたい。	防草シートの設置や除草剤の散布は、適切な利用がされる上では問題ないと考えています。 住民説明会で、地域住民が対応に懸念を抱く場合は、設置者に対して、事業計画の見直しや地域住民に理解が得られるような説明会の開催を助言します。
	7	八本松町	70代	太陽光パネルで作られた電気を、遠くの都市部や工場に送電する場合、変電所や鉄塔が必要となる。本来、必要なところで発電すると一番効率が良い。都市や工場に必要な電力はペロブスカイト太陽電池等の開発を促進し、必要な場所で発電できると田園景観を壊すことなく豊かな暮らしができる。	いただいた御意見は、今後の普及啓発の参考とさせていただきます。
4	8	志和町	30代	太陽光パネルの設置にあたり、土砂災害警戒区域における設置への事前審査などによる規制、現地調査時の調査項目の開示、設置後、安全に運用できる根拠資料の提示をお願いしたい。	土砂災害警戒区域に太陽光パネルが設置されることは防災の観点から望ましくないと考えており、本市の地球温暖化対策実行計画においても促進区域に含めない区域として想定しています。 市と事業者の事前協議では、このような懸念事項について指導します。
	9	志和町	30代	土砂災害警戒区域への設置を避けるだけでなく、避難・物流ルートを脅かす設備設置計画がされていないか設置場所の審査をしてはどうか。	いただいた御意見は、今後の参考とさせていただきます。
	10	志和町	30代	地域住民への説明会が開催されない場合は、その明確な理由が開示されるようお願いしたい。	地域住民から太陽光発電設備設置事業に係る説明会の開催の要望があったときは、原則としてこれに応じるよう指導し

				ます。 開催できない相応の理由がある場合は、その理由が示されるよう、条例の運用方法を検討してまいります。
	11	志和町	30代	地域で説明会が開催されても、現地調査や契約が同時に進み、住民の意見が反映されず工事が着工されることを危惧している。規則で定める事項の周知と契約予定日に猶予期間を定めてはどうか。 工事の着工をするには、市との事前協議、地域住民等に対する説明会が適切に行われていることが前提です。 条例の制定にあたり、これらの手続きが適切に行われたことを市が確認することを工事着工の要件にすることを考えています。
	12	志和町	30代	事業規模に関わらず、環境アセスメント調査の実施をお願いしたい。農村地域では農作物への影響、食の安心安全への影響、ひいては産業・農家の方々の生活影響に波及するため、検討をお願いしたい。 環境アセスメント調査の規模は、環境影響評価法及び広島県環境影響評価に関する条例で定められています。これら法令の要件に該当する事業につきましては、環境アセスメントの実施を指導してまいります。
	13	志和町	30代	耐用年数経過後のパネルの処理について、その処理を賄いきれず放置されることを懸念している。景観悪化だけでなく、太陽光パネルごみが放置され、処理者を特定できなくなることを懸念している。 事業者の責務に、住民との関係性の事だけでなく、設置後の記述に、処理費の確保や処理時期、処理方法、処理場所をあらかじめ定め、定期的に見直すなど事業者の企業体力と共に審査を実施してはどうか。 耐用年数経過後のパネルは、廃棄等費用積立ガイドラインに基づき積み立てられた処理費用を活用して処理されるものと理解しており、提案頂いた事例は、関係法令及びガイドラインの遵守により改善されるものと考えています。
	14	志和町	30代	急速な太陽光パネルの増加は、東広島市の豊かさを欠如させていると考える。公共施設や工場等の建物の上に設置してオフグリッドな生き方を推進してほしい。 いただいた御意見は、今後の参考とさせていただきます。
5	15	高屋町	40代	市が指導する際には、パネル廃棄の準備金だけでなく、近隣への被害の補償を必須条件とし、被害を防ぐため排水設備の工事等も許可条件に入れてほしい。 事業者には、太陽光発電設備設置事業の実施にあたり、関係法令等を遵守し、本市における環境の保全に係る支障及び災害の防止と魅力ある良好な景観形成に十分配慮するとともに、地域住民及び近隣関係者との良好な関係を保つよう指導してまいります。
6	16	志和町	30代	景観保全が努力義務にとどまっているため、景観上重要な区域を明確化して「配慮区域」や「禁止区域」等に区分し、大規模太陽光発電設備の設置抑制や景観保護のための具 ご提案頂いた景観的配慮につきましては、国が示す太陽光発電の環境配慮ガイドラインにも示されています。 これらは、関係法令及びガイドラインの遵守により改善されるものと考えてお

				体的措置を盛り込んでほしい。	ります。
	17	志和町	30代	「環境の保全に係る支障及び災害の防止」を十分に配慮することを事業者の責務としている一方、安全対策の詳細な規定は定められていない。	いただいた御意見は、今後の参考とさせていただきます。
	18	志和町	30代	説明会の開催が近隣住民に留まっており、地域住民全体への説明会開催は「要望があれば努める」と消極的な位置づけとなっている。事業規模に応じて説明会の開催を義務化してはどうか。	FIT制度を参考に、近隣住民を定義しています。地域住民全体への説明会の開催を義務付けることは、現実的に困難であると考えており、地域住民からの要望に応じて対応を求めて参りたいと考えています。
	19	志和町	30代	住民合意形成を実行性のあるものに高めるため、規模に関わらず住民説明会開催を義務付けてほしい。また、説明会で住民から出された意見や懸念事項を「説明会議事録及び住民意見要旨」として提出させ、事業者からの対応方針書の提出を義務付け、市が確認する体制を組んでほしい。	地域住民説明会及び近隣関係者説明会の実施状況については、様式を定めて市に報告することを義務付けます。報告書の中で、参加者から出された質問や要望、それらへの回答対応を報告事項に含め、市が確認できるようにしてまいります。
	20	志和町	30代	合意形成が不十分な場合の措置として、市が事業者に対し、計画の修正や追加対策を求めることができる仕組みとしてほしい。 許可制を採用している自治体も複数あるので、こうした取り組みをモデルに景観や住民の安全を守るため、太陽光発電施設への規制を強く条例で定めてほしい。	許可が必要な事項については関係法令で許可制が定められています。関係法令及びガイドラインの遵守により、景観や住民の安全が守られるよう指導します。
	21	志和町	30代	太陽光発電施設が増えることで、変電、送電のネットワーク設備の強化が必要となり、東広島市の景観を阻害する要因となる。太陽光発電施設の必要性は認めつつも、無秩序・無計画な乱立を避けられる法整備を強く望む。	いただいた御意見は、今後の参考とさせていただきます。
7	22	志和町	40代	事業者は近隣関係者に対して規則に定める事項を説明するとあるが、市が近隣関係者に通知する仕組みはないのか。	事業者には、太陽光発電設備設置事業の実施にあたり、関係法令等を遵守し、本市における環境の保全に係る支障及び災害の防止と魅力ある良好な景観形成に十分配慮するとともに、地域住民及び近隣関係者との良好な関係を保つよう指導してまいります。
	23	志和町	40代	事業者は近隣関係者に対して理解を得るように努めるとあるが、努めれば理解が得られなくても良	ご提案頂いた事例については、関係法令及び条例の遵守により理解が得られるよう指導してまいります。

			いとも取れる。近隣住民が不服の時にどのように市長へ伝えればよいか。	
24	志和町	40代	事業者が勧告に従わない場合は公表するとあるが、公表だけでは事業を中止させることはできないのではないか。	違法性が疑われる場合は、関係法令やガイドラインにより対応します。